

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人桐栄会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようするため、次のとおり行動計画を策定する。

□ 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 3年間

□ 内 容

目標1 雇用環境の整備

- ≪対策≫ ○ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児介護給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる制度を周知
 - 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施

目標2 (職場生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)

男性職員1人以上の育児休業取得を目指す。

女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

- ≪対策≫ ○ 男性職員も育児休業を取得できることを周知するため、リーフレットを作成し制度の周知、意識啓発を行う。
- 本人又は配偶者が出産を控えた職員に対し、出産・育児に関する各制度、男性職員向け育児休業取得推進のためのリーフレットを配布する。

目標3 若年者の安定就労や自立した生活の促進

- ≪対策≫ ○ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の促進